喜界町空き家バンク制度設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、喜界町における空き家の有効活用と定住促進による地域の活性化を図るため、 空き家バンク制度について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- **第2条** この要綱において、次の各号に定める用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 空き家バンク 喜界町内に存在する空き家の登録を通して、空き家利用希望者に対し、情報提供を行うことをいう。
 - (2) 所有者等 当該空き家に係る所有権又は賃借若しくは売却を行うことができる権利を有する者をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク制度以外による空き家の取引を規制するものではないものとする。

(空き家の登録申込等)

- 第4条 空き家バンク制度により空き家の登録を受けようとする所有者等(以下「申込者」という。) は、喜界町空き家バンク登録申込書(別記第1号様式)に誓約書(別記第2号様式)を添えて町長に提出しなければならない。ただし、あっせん及び仲介等を目的とした登録はできないこととする。
- 2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、喜界町空き 家バンク登録台帳(別記第3号様式)に登録し、喜界町ホームページ等で公開することができる。
- 3 町長は、第1項により登録をしたときは、喜界町空き家バンク登録完了通知書(別記第4号様式)により、当該申込者に通知するものとする。
- 4 町長は、空き家バンクに登録していない空き家で、登録が適当と認めるものがあるときは、当 該所有者等に対し、空き家バンクへの登録を勧めることができる。

(空き家情報の登録変更)

第5条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた申込者(以下「登録者」という。)は、登録 事項に変更があったときは、速やかに喜界町空き家バンク登録事項変更届出書(別記第5号様式) により、町長に届け出なければならない。

2 町長は、喜界町空き家バンク登録事項変更届出書(別記第5号様式)の提出があったときは、 その内容等を確認の上、台帳の登録事項を変更し、当該登録者に喜界町空き家バンク登録事項変 更通知書(別記第6号様式)により通知するものとする。

(空き家情報の登録抹消)

- 第6条 町長は、登録した空き家が次の各号のいずれかに該当するときは、当該空き家の登録を抹消するとともに、当該登録者に喜界町空き家バンク登録抹消通知書(別記第7号様式)により通知するものとする。ただし、第3号の規定により登録を抹消された登録者については、第4条第1項の規定による登録の申込みを行うことにより、再登録することができるものとする。
 - (1) 売却及び賃借借の契約が成立したとき。
 - (2) 登録者から喜界町空き家バンク登録抹消届出書(別記第8号様式)の提出があったとき。
 - (3) 登録した日から2年を経過したとき。
 - (4) 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。
 - (5) 前号に掲げるもののほか、町長が適当でないと認めるとき。

(空き家利用希望者の登録申込み)

- 第7条 空き家の利用を希望する者(以下「希望者」という。)は、喜界町空き家バンク利用登録申込書(別記第9号様式)に誓約書(別記第10号様式)を添えて、町長に提出しなければならない。
- 2 町長は、前項の規定により登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、喜界町空き 家バンク利用登録完了通知書(別記第11号様式)により当該希望者(以下「利用登録者」という。) へ通知するものとする。

(空き家利用登録者の登録抹消)

- 第8条 町長は、空き家利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を抹消するとと もに、当該利用登録者に喜界町空き家バンク利用抹消通知書(別記第12号様式)により通知する ものとする。ただし、第3号の規定により登録を抹消された利用登録者については前条第1項の 規定による登録の申込みを行うことにより、再登録することができるものとする。
 - (1) 売却及び賃借の契約が成立したとき。
 - (2) 利用登録者から喜界町空き家バンク利用抹消届出書(別記第13号様式)の提出があったとき。
 - (3) 登録した日から2年を経過したとき。

- (4) 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。
- (5) 前号に掲げるもののほか、町長が適当でないと認めるとき。

(情報提供等)

第9条 町長は、空き家の登録情報を喜界町ホームページ等に掲載し、周知するとともに、空き家 登録者及び空き家利用登録者に対して、有用な情報を提供するものとする。

(登録者と利用登録者の交渉について)

- 第10条 町長は、情報の提供や必要な連絡調整等を行うが、空き家登録者及び空き家利用登録者に 対して、空き家に関する交渉並びに賃貸借契約及び売買契約については、直接これに関与しない。
- 2 物件交渉並びに賃貸借契約及び売買契約に関しては不動産業者を介して契約を結ぶものとする。
- 3 契約等に関する一切のトラブル等については、当事者間で解決するものとする。

(個人情報の保護)

第11条 第4条第1項及び第7条第1項の規定による登録においての個人情報の取扱いについては、 喜界町個人情報保護条例(平成17年喜界町条例第24号)に定めるところによる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。